

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年4月3日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第25-41370-0384号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（橋梁補修）
質 問 事 項	
1. 橋梁用塗料において、米国とイスラエルによる2026年2月28日のイラン攻撃によりシンナー等の材料が価格上昇および品薄で入手困難となっております。当初採用単価表と著しい金額の乖離がある場合は設計変更の対象となりますでしょうか。また材料の入手困難により塗料納期の長期化を理由とした工期延長は可能なのでしょうか。	
回 答 事 項	
1. 単価の乖離については福島県工事請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）5項に基づき、請負代金額の変更を請求することができます。また、工期の延長について協議の対象とします。	

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領（平成20年3月28日付け19財第7998号）及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順（平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知）に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。